

分担研究報告書

分担研究課題：薬物乱用における予防啓発のための用語の理解

研究分担者：森 友久 星薬科大学 薬理学研究室 教授

研究要旨：薬物乱用を正しく理解するための薬物情報あるいは専門用語は難解であり、正しい情報が必ずしも伝達されていない。そこで、薬物乱用における予防啓発に役立てるために、本年度は、医薬品の副作用、薬物の適性使用および乱用の違いについて見て理解しやすい形でまとめ、啓発活動の一助とすることを目的とした。医薬品とは、ヒトを含めた動物の疾病を治療、診断、予防する物質である。通常、医薬品は複数の薬理作用をもっており、医薬品であっても、体中の様々な部位に作用し、治療効果だけでなく、表現型が無い影響あるいは有害な影響を体に及ぼす。副作用は、こうした気づかない作用と明らかに有害となる作用とから形成されている。病気を治すために医薬品を服用するが、副作用のない医薬品は存在しておらず、医薬品の服用は、有効性と副作用のバランスの上で成り立っている。薬物乱用とは、社会的規範から逸脱した目的や方法での薬物を自己摂取する行為であり、人間の身体に使ってはいけないと決められている薬物を使ってしまったり例えば医薬品であったとしても用法・用量を守らないことも含まれる。こうした薬物乱用をした結果、それが、一度であったとしても、あるいは繰り返しであったとしても毒性が問題となる。この毒性が引き金となり、致死に到ることも知られている。危険ドラッグにおいては、幻覚・幻聴などの乱用薬物で認められる精神症状に加え、他の人を巻き込む大きな事故に繋がる事例も知られている。さらに、乱用が繰り返されることにより、神経細胞死、耐性に伴う服用量の増加などから急性期に認められた症状の悪化といった慢性毒性の可能性が増し、例えば急性毒性についての問題が大きくなかったとしても慢性的な乱用の結果、精神依存ならびに身体依存の形成からますます薬物を止めることが出来ない状態となってしまう。

氏名：森 友久

所属 星薬科大学・薬理学研究室

A 研究目的：薬物乱用を正しく理解するための薬物情報あるいは専門用語は難解であり、正しい情報が必ずしも伝達されていない。そこで、医薬品の副作用、薬物の適性使用および乱用の違い、専門用語として混同される情報、薬理作用・副作用・法律の枠組みからみた乱用薬物(医

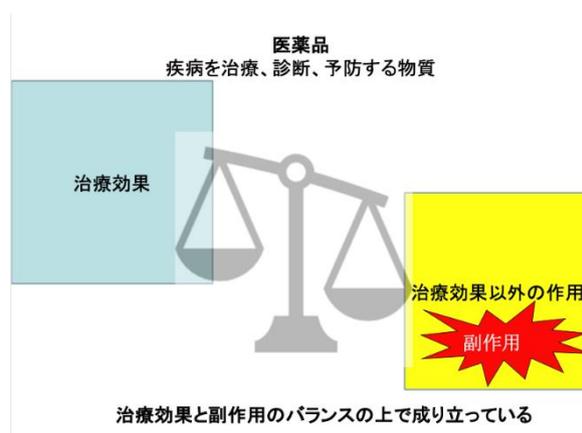
薬品、麻薬、覚醒剤、指定薬物・危険ドラッグ)

について見て理解しやすい形でまとめ、薬物乱用における予防啓発に役立てる。

副作用

医薬品とは、ヒトを含めた動物の疾病を治療、診断、予防する物質である。通常、医薬品は複

数の薬理作用をもっており、これらの中で、使用目的、即ち適用と一致する作用を主作用と定義し、それ以外の作用を副作用とされている。しかしながら、この副作用という言葉には、英語で side effect と adverse drug reaction という2つの言葉の意味が存在する。これらの意味として、side effect は、疾病を治療、診断、予防するために服用する薬は、体中の様々な部位に作用し、治療効果だけでなく、表現型が無い(気がつかない)作用様々な影響を体に及ぼすといった概念があるため、副作用は、こうした気づかない作用と明らかに有害となる作用とから形成されているといった側面を有する。これらの違いについて、日本においては、しっかりとした区別はなされていないが、明らかに有害となる作用(adverse drug reaction)が副作用であると一般的には考えられている。病気を治すために医薬品を服用するが、副作用のない医薬品は存在しておらず、医薬品の服用は、こうした有効性と副作用のバランスの上で成り立っている。

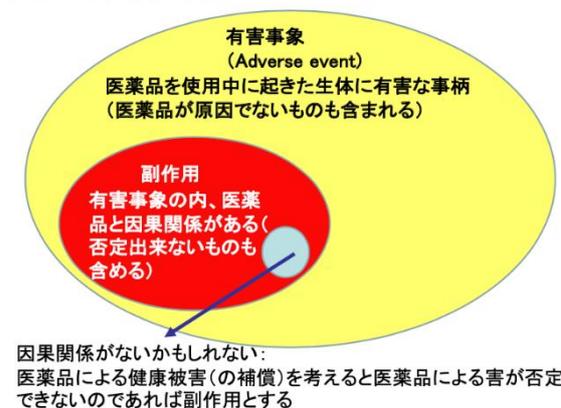


一有害事象と副作用一

副作用と非常に類似した言葉に、有害事象とい

う言葉が医療現場においてよく使われている。有害事象とは、医薬品を使用中に起きた生体に有害な事柄を示し、副作用とは有害事象の中で医薬品との関連の明らかな生体に有害な事柄を意味する。一方、医薬品の副作用とは、薬物自体によって引き起こされる予期せぬ生体に有害な反応とされ、医薬品との因果関係があるものを指すが、有害な作用において、薬との因果関係が否定しきれないものも含まれるとの考え方もされている。一方で、有害事象とは、医薬品との因果関係が必ずしもある訳ではなく、原病の悪化、薬物の使用中に、薬が原因でなく怪我をしてしまったなどの医薬品と直接関係の無い事象も含まれる。

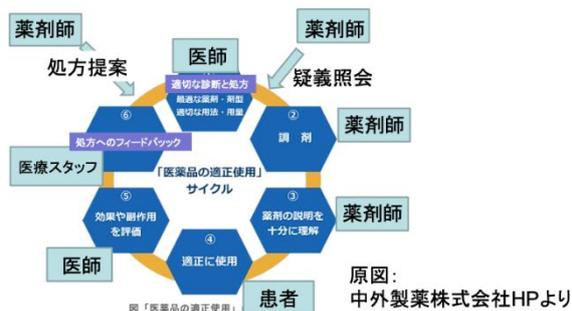
副作用と有害事象の関係性



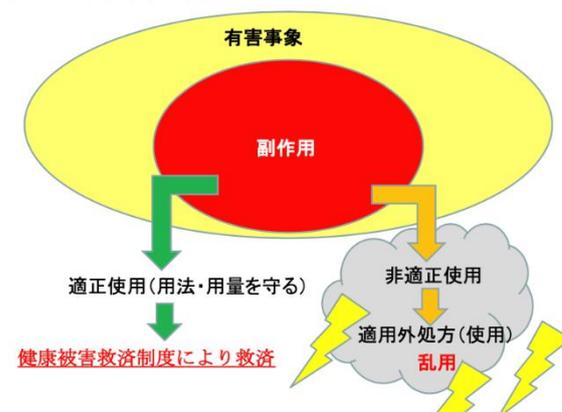
副作用と有害事象の区別において、医薬品を単剤で使用していることは少なく、使用開始や中止が同時であったりするために被疑薬の確認が容易でない。一般的に被疑薬を確認するためには以下のように消去法で使用医薬品を検討する。(1) 中止して症状や検査値異常が軽快すれば、中止した医薬品が被疑薬である。(2) 継続使用しているのに症状や検査値異常が軽快すれば継続使用している医薬品は被疑薬では

ない。(3) たまたまの再使用、再度服用して前回同様な症状や検査値異常を認めたら再使用した医薬品が被疑薬と考えることができる。

薬の副作用である場合には、製薬会社は責任の一翼を担う必要があり、薬の副作用であるか、それとも有害事象であるかを区別することは重要であり、医薬品による被害救済制度とも密接に関わってくる。この医薬品副作用被害救済制度は、医薬品の副作用により患者が入院や死亡した際、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を介して救済の給付が行われるが、有害事象でではなく、医薬品の副作用であること、さらに、その医薬品が適正に使用された時などが給付の対象となる。ここで医薬品の適正使用とは、まず的確な診断に基づき患者の症状に合った最適の薬剤、剤形と適切な用法・用量が決定され、これに基づき調剤されること、次いで患者に薬剤についての説明が十分に理解され、正確に使用された後、その効果や副作用が評価され、処方にフィードバックされるという、一連のサイクルとされている。



副作用と有害事象の関係性



薬物乱用と薬物依存

薬物乱用とは、社会的規範から逸脱した目的や方法での薬物を自己摂取する行為であり、人間の身体に使ってははいけなと決められている薬物を使ってしまふことや例え医薬品であったとしても用法・用量を守らないことも含まれる。一方、薬物依存とは、「生体と薬物の相互作用の結果生じた生体の精神的、時には精神的／身体的状態を指し、この状態は薬物の精神効果を体験するため、また、時に退薬による苦痛から逃れるために、薬物を絶えずまたは周期的に摂取することへの強迫を必ず伴う行動やその他の反応によって特徴づけられる。」と1969年にWHO Expert Committee on Drug Dependence (ECDD)により提唱され、定義されている。即ち、薬物依存とは「生体がある薬物に対して精神依存 (psychological dependence) あるいは精神依存と身体依存 (physical dependence) の両方の状態にあること」を示している。

例えば、精神依存であるということは、依存形成薬物には、独特な感覚効果、例えば、快感、心地よさ、気持ちがほぐれるなどの効果があり、その感覚を再度どうにかして得たいといった欲求 (渴望) がある状態を意味している。一方

で、ある薬物を長時間あるいは何度も摂取し、生体はその薬物が存在している状態が正常であり、恒常性の維持として体がその状態に適応していった状態が身体依存を形成した状態であるといえる。このような状態では、薬物を減薬あるいは休薬した場合には、身体機能のバランスが崩れ、震え、不安等といった様々な症状が発現してくる。こういった薬物の退薬（離脱）時に発現して来る様々な病的症候は退薬症候と呼ばれ、体が薬物に依存している状態を身体依存として定義されている。

薬物乱用と薬物依存

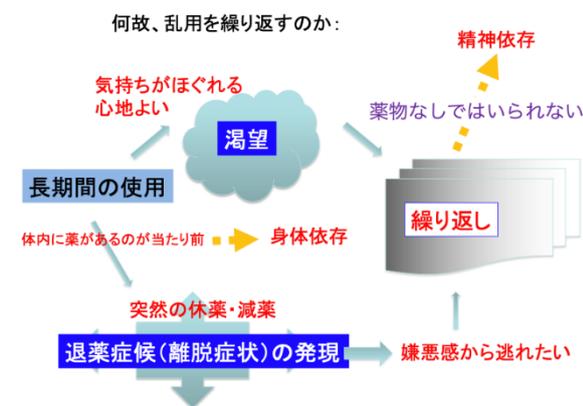
・薬物乱用

社会的規範から逸脱した目的や方法での薬物を自己摂取する行為

Ex. ルールや法律から外れた目的や方法で使用する
人間の身体に使ってはいけないと決められている薬物を使って
しまうこと。
医薬品を医療目的以外（用法・用量を守らないを含む）で使うこと。

・薬物依存

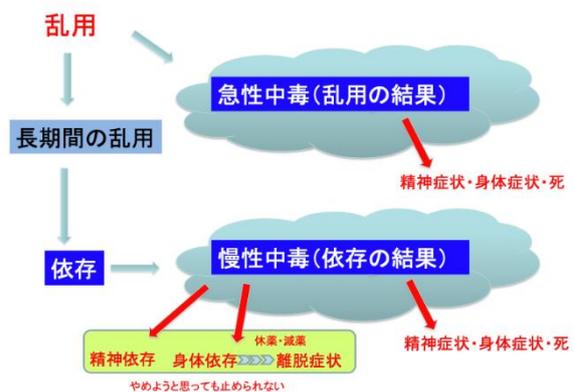
乱用の繰り返しの結果、やめようと思ってもやめられない状態



薬物乱用の結果

薬物乱用をした結果、それが、一度であったとしても繰り返しであったとしても毒性が問題となることが想定される。例えば、メタンフェタミンを例え1回摂取したとしても、その快感が脳に刻まれるだけでなく、心血管系に大きな負担がかかり、高血圧状態となり、脳内出血の危険性が高まる。また、急性心筋障害が引き起こされることも知られており、これらの障害が引き金となり、致死に到ることも知られている。危険ドラッグにおいては、幻覚・幻聴などの乱用薬物で認められる精神症状に加え、呼吸停止、意識喪失、後遺症、さらには四肢の麻痺などが引き起こされ、他の人を巻き込む大きな事故に繋がる事例も知られている。さらに、乱用が繰り返されることにより、神経細胞死、耐性に伴う服用量の増加などから急性期に認められた症状の悪化といった慢性毒性の可能性が増し、例え毒性問題が大きくなかったとしても精神依存ならびに身体依存の形成からますます薬物を止めることが出来ない状態となってしまう。

乱用の結果どうなるのか



E. 結論

本年度は、薬物乱用を正しく理解するための医薬品の副作用、薬物の適性使用および乱用の違

いについて調査し、理解しやすい形で纏めた。
来年度以降は、さらに、専門用語として混同される情報、薬理作用・副作用・法律の枠組みからみた乱用薬物（医薬品、麻薬、覚醒剤、指定薬物・危険ドラッグ）について見て理解しやすい形でまとめ、薬物乱用における予防啓発に役立てていく。

F. 参考文献

なし